

手当の申請を忘れずに

市や国・県では、ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため、一定の要件をもとに、対象となる世帯に手当を支給しています。これらの手当は、申請により支給されますので、該当される方は忘れないように手続きをお願いします。

児童課 ☎66♦1108

ひとり親家庭に関する手当

■児童扶養手当(国)

対象

離婚・行方不明・死亡などでまたは母親と生計を共にしていない児童や、父または母親が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障がい者である家庭の児童を養育している方。

※公的年金を受給している方は除きます。

※所得制限により、減額または支給されない場合があります。

支給期間

申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額

○児童1人：4万1千430円

○児童2人：4万6千430円

○児童3人目以上：児童2人の金額に1人増すごとに3千円を加算

※支給開始より5年を経過したなどの場合には減額になります。

ただし、所定の書類を提出していただければ減額されません。

支給月

4月・8月・12月

■遺児手当(県・市)

対象

親が離婚・行方不明・死亡した児童や、父または母親が重度(身体障害者手帳1・2級程度、市は3級程度まで)の障がい者である家庭の児童を養育している方。

※所得制限により、支給されない場合があります。

支給期間

県は申請した月から、市は申請翌月から18歳に達する年度の3月まで

※県は支給開始より5年間

手当月額(児童1人につき)

○県の手当：4千500円

※4・5年目は2千250円

○市の手当：2千円

支給月

(県の手当) 4月・8月・12月
(市の手当) 3月・9月



特別児童扶養手当

■特別児童扶養手当(国)

対象

身体、知的発達または精神などに重度・中度程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方。

※重度とは、I Q 35以下(療育手帳A判定)程度または身体障害者手帳1・2級程度。中度とは、I Q 50以下(療育手帳B判定)程度、身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度をさします。

※内部障害の場合は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により等級が判定されます。

※児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設入所している場合は支給されません。

※所得制限により、支給されない場合があります。

支給期間

申請翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

○1級「重度」5万400円

○2級「中度」3万3千570円

支給月

4月・8月・11月